

船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準

（主旨）

第1条 この基準は、船橋市の家庭系ごみ（資源ごみ・粗大ごみを除く）の排出に使用する市指定袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定袋の種類）

第2条 指定袋は、次条に規定する要件に適合する袋で、第4条第1項の規定により、市長の認定を受けて製造されたものとする。

2 種類は、可燃ごみ用を15ℓ～45ℓとし、不燃ごみ用を15ℓ～20ℓとする。

（指定袋の規格）

第3条 指定袋は、次に掲げる規格のものとする。

- (1) 材質 低・高密度ポリエチレン、その他市が認める材質。
- (2) 厚み 0.025mm以上の厚みで、第4号に規定する強度に耐えうるもの。ただし、可燃ごみ用15ℓ及び可燃ごみ用20ℓに限り0.020mm以上とする。

(3) 大きさ 可燃ごみ用

縦	500mm	550mm	700mm	800mm
横	400mm	450mm	500mm	650mm
容量	15ℓ	20ℓ	30ℓ	45ℓ

不燃ごみ用

縦	500mm	600mm
横	400mm	400mm
容量	15ℓ	20ℓ

※ その他市が認める大きさ

※ 家庭用品品質表示法を準用

(4) 強度 引張強度

低密度	縦方向	170kgf/cm ² 以上
	横方向	120kgf/cm ² 以上
高密度	縦方向	300kgf/cm ² 以上
	横方向	200kgf/cm ² 以上

※ JIS規格を準用

(5) 色及び透明度 内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するもの

可燃ごみ用

低密度は白色の半透明とする。（着色率1%以下）

高密度はナチュラルとする。

不燃ごみ用

低密度・高密度ともに透明とする。(高密度のナチュラルは認めない。)

- (6) 印刷 片面1色印刷とし、可燃ごみ用30ℓ及び可燃ごみ用45ℓ並びに不燃ごみ用15ℓ及び不燃ごみ用20ℓについては別図1に、可燃ごみ用15ℓ用及び可燃ごみ用20ℓについては別図2に、包装用外袋については別図3にレイアウトを示す。(その他市が認めるレイアウト)

可燃ごみ用の袋の印刷色は濃緑色とする。

不燃ごみ用の袋の印刷色は赤色とする。

ごみの区分を示す表記に、日本語のほか英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語及びネパール語を併記する。

- (7) 袋の形態 可燃ごみ用15ℓ及び可燃ごみ用20ℓについては、U字型(取手付き)とする。

その他の袋については、指定しない。

- (8) 製造元等の表示 別図1・2・3に表示。(その他市が認めるもの。)

- (9) 製袋加工精度 シール状態 空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部より破けないこと。

開口性 切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。

外観 異物の付着、混入による汚れ、キズ等が無いこと。

- 2 指定袋は、包装用外袋から1枚毎に取り出せる形態とし、1セットの枚数は限定しない。

(指定袋の認定)

第4条 指定袋を製造しようとする者は、指定袋認定申請書(第1号様式)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款または寄付行為及び登記簿謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票
- (3) 申請者の誓約書及び業務経歴書
- (4) 販売ルート及び船橋市内の販売店一覧表(追加及び変更があった場合は速やかに報告する。)
- (5) 袋の仕様及びサイズ等の図面等及び見本品
- (6) 袋の引張強度算定表(公的機関発行の証明書等)
- (7) 袋毎の販売予定価格一覧表
- (8) 他都市の認定等を受けている場合は、認定書等の写し

- 3 第1項の申請を適当と認めた場合は、申請者に認定番号を付した認定書(第2号様式)を交付する。

(認定の表示)

第5条 第4条第3項の認定を受けた製造者等(以下「製造者等」という。)は、袋及び包装用外袋の表面に、船橋市が認定する袋である旨の、認定番号及び製造者名を表示するものとする。

(製造品の提出)

第6条 製造者等は、毎年9月30日までに、製造品の種類ごとに直近の製造単位(ロット)で製造した指定

袋1冊（包装用外袋で梱包した商品）を、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、必要に応じて製造品を提出させることができる。
（改善の指示）

第7条 市長は、前条の規定により提出された袋が、第3条に規定する規格に適合しないと認めるときは、その袋を製造した製造者等に対し、改善等の指示及び指導をするものとする。

（認定の変更）

第8条 認定の変更をする製造者等は、指定袋認定変更申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を適当と認めた場合は、申請者に通知する。
- 3 前項の通知は、軽微な変更については口頭により、番号変更については認定書の再交付により行う。
- 4 前項の規定により認定書の再交付を受けた製造者等は、ただちに元の認定書を市長に返還しなければならない。

（認定の取消）

第9条 市長は、製造者等が虚偽の申請をした場合又は第6条の改善指示に従わない場合若しくは指導に従わない場合は、指定袋認定取消書（第4号様式）により当該認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定の取消を受けた製造者等は、ただちに認定書を市長に返還しなければならない。
（指定袋の廃止届）

第10条 製造者等が認定を受けた指定袋の製造を廃止しようとするときは、指定袋廃止届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（製造者等の責務）

第11条 製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

- 2 製造者等は、すべての種類の指定袋を製造し、及び流通させるよう努めなければならない。
- 3 製造者等は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、市内の販売店を確保するものとする。

（その他）

第12条 この認定基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成9年7月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年12月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成27年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 施行1年以内を経過措置期間とし、改正前の認定を改正後の認定とみなす。また、改正前の認定を受けた製造者等は、第4条第2項第5号の書類を経過措置期間終了までに提出することにより、経過措置期間終了後も改正後の認定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和元年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和2年3月31日までを経過措置期間とし、改正前の認定を改正後の認定とみなす。また、改正前の認定を受けた製造者等は、第4条第2項第5号に規定する書類等を経過措置期間終了日までに提出することにより、経過措置期間終了後も改正後の認定を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準（以下「改正前の基準」という。）の規定により認定を受けた指定袋（可燃ごみ用30リットル及び可燃ごみ用45リットル並びに不燃ごみ用15リットル及び不燃ごみ用20リットルに限る。）は、改正後の船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準（以下「改正後の基準」という。）の規定により認定を受けたものとみなす。

3 この基準の施行の際現に改正前の基準の規定により認定を受けた指定袋（可燃ごみ用30リットル及び可燃ごみ用45リットル並びに不燃ごみ用15リットル及び不燃ごみ用20リットルを除く。）は、この基準の施行の日から令和4年12月31日までの間、改正後の基準の規定により認定を受けたものとみなす。

4 改正前の基準の規定による認定を受けた製造者等が、新たに可燃ごみ用15リットル及び可燃ごみ用20リットルの認定を受けようとする場合は、改正後の基準第4条第2項第5号及び第6号に規定する書類を令和4年12月31日までに提出することにより改正後の基準第4条第1項に規定する申請書の提出に代えることができる。

(準備期間)

5 附則第4項に規定する手続は、この基準の施行前においても行うことができる。

附 則

この基準は、令和5年3月10日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

認定番号 号

指 定 袋 認 定 申 請 書

船橋市長 へ

住 所

氏 名

下記の袋が、船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準に適合しているものであることの認定を受けたいので、関係書類及び見本を添えて申請します。

記

1. 袋の内容

材 質 （ 再 生 ） (該当番号を○で囲んで下さい)	(1) 低密度ポリエチレン (2) 高密度ポリエチレン			
厚 み	mm	mm	mm	mm
強 度 （ 引 張 強 度 ）	縦方向 kgf/cm ²	縦方向 kgf/cm ²	縦方向 kgf/cm ²	縦方向 kgf/cm ²
	横方向 kgf/cm ²	横方向 kgf/cm ²	横方向 kgf/cm ²	横方向 kgf/cm ²
大 き さ	容量 リットル	容量 リットル	容量 リットル	容量 リットル
	縦 mm	縦 mm	縦 mm	縦 mm
	横 mm	横 mm	横 mm	横 mm
商 品 見 本	別添のとおり			

2. 申請者

本社所在地	都・道・府・県
(〒 —)	電話番号 — —

業 種 1. 製造業 2. 製袋業 3. その他（業種を記載のこと）	資本金	従業員数
--	-----	------

連絡先（申込手続・袋の製造販売等の諸業務を担当する連絡先）

会社名

所在地

部課名

役職名 氏 名

(〒 —) 電話番号 — — FAX — —

3. 年間生産等の予定数量

容量	数量	容量	数量	容量	数量
容量	数量	容量	数量	容量	数量

主たる製造場所	(1) 工 場 名 (2) 住 所 (3) 電 話 番 号
---------	-------------------------------------

4. 外国等から 輸入の場合	(1) 製造会社名 (2) 所 在 地 (3) 生産予定数量 (4) 輸入予定数量
-------------------	--

5. 製造段階での環境汚染防 止対策	
-----------------------	--

6. 製品が廃棄物となった場 合の処理方法	
--------------------------	--

7. 製品のエネルギー・資源 の使用に関する配慮	
-----------------------------	--

8. 製品の品質・安全性への 措置	
----------------------	--

(第2号様式)

認 定 書

年 月 日

様

船 橋 市 長

貴社が申請した袋は、船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準に規定する基準に適合しているため、下記のとおり認定いたします。

記

- | | | | | | | |
|----------|--------|-----------|-------|----------------------|-------|---|
| 1. 認定年月日 | _____ | 年 | _____ | 月 | _____ | 日 |
| 2. 認定番号 | _____ | 号 | | | | |
| 3. 認定規格 | 1 材 質 | 再生・ポリエチレン | | | | |
| | 2 厚 み | _____ | mm | | | |
| | 3 強 度 | 縦方向 | _____ | kg f/cm ² | | |
| | (引張強度) | 横方向 | _____ | kg f/cm ² | | |
| | 4 大きさ | 容量 | _____ | リットル | | |
| | | 縦 | _____ | mm | | |
| | | 横 | _____ | mm | | |
| 4. 製造者名 | | | | | | |

※ 認定基準に定める表示をすること。

認定基準または表示以外の製造、販売等を行った場合は、認定を取り消すことがあります。

指定袋認定変更申請書

船橋市長 あて

住 所

氏 名

連絡先

担当者

船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準に適合し、認定番号を取得しましたが、下記により変更したいので、（関係書類・見本等を添えて）変更申請します。

記

1. 変更内容（変更箇所のみを記載して下さい）

(1) 低密度ポリエチレン（再生）								
製 作 形 態	・平袋		・U袋		・両方の作成			
厚 み	mm		mm		mm		mm	
強 度（引張強度）	縦方向	kgf/cm ²	縦方向	kgf/cm ²	縦方向	kgf/cm ²	縦方向	kgf/cm ²
	横方向	kgf/cm ²	横方向	kgf/cm ²	横方向	kgf/cm ²	横方向	kgf/cm ²
大 き さ	容量	リットル	容量	リットル	容量	リットル	容量	リットル
	縦	mm	縦	mm	縦	mm	縦	mm
	横	mm	横	mm	横	mm	横	mm

(2) 高密度ポリエチレン（再生）								
製 作 形 態	・平袋		・U袋		・両方の作成			
厚 み	mm		mm		mm		mm	
強 度（引張強度）	縦方向	kgf/cm ²	縦方向	kgf/cm ²	縦方向	kgf/cm ²	縦方向	kgf/cm ²
	横方向	kgf/cm ²	横方向	kgf/cm ²	横方向	kgf/cm ²	横方向	kgf/cm ²
大 き さ	容量	リットル	容量	リットル	容量	リットル	容量	リットル
	縦	mm	縦	mm	縦	mm	縦	mm
	横	mm	横	mm	横	mm	横	mm

(第4号様式)

指定袋認定取消書

年 月 日

様

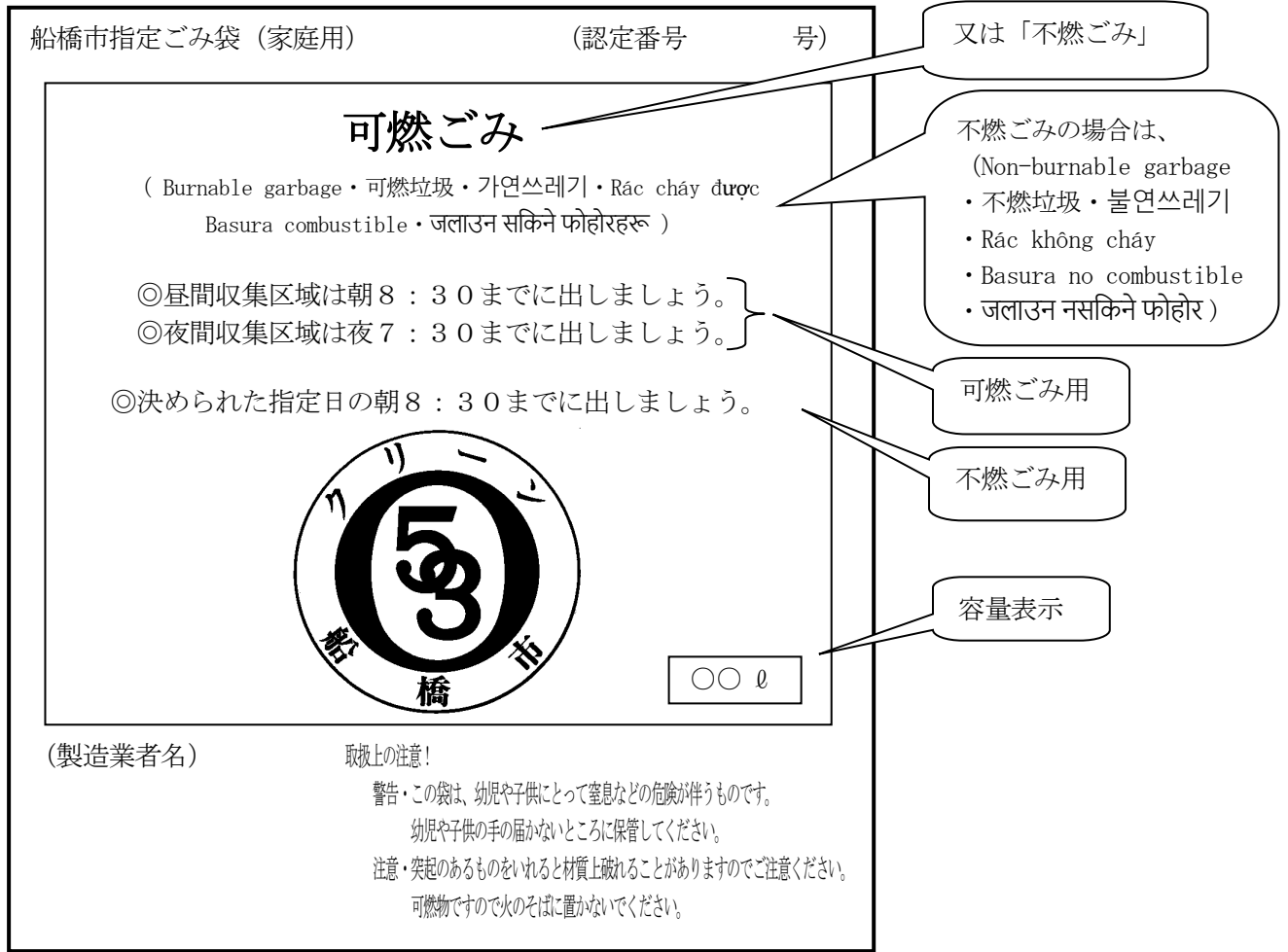
船橋市長

貴社が、認定を受けた袋は船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定基準に適合しませんので、下記のとおり認定の取り消しをします。

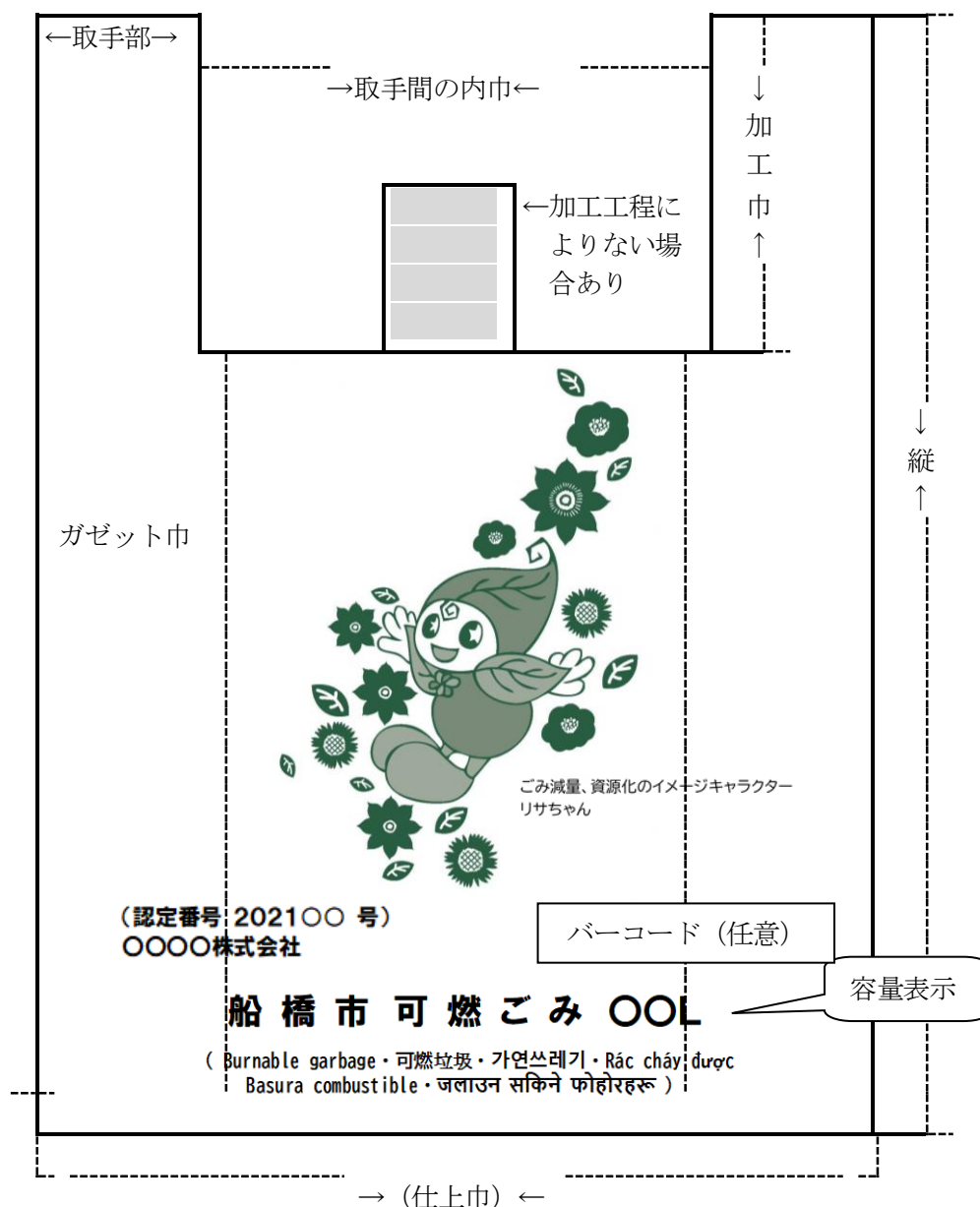
記

1. 認定年月日 _____ 年 月 日
2. 認定番号 _____ 号
3. 取消年月日 _____ 年 月 日
4. 取消理由
 - 認定基準に違反した。
 - 認定基準の改善指示に従わない。
 - 市長の指示及び指導に従わない。
 - 虚偽の申請。
 - その他

(別図1) 可燃ごみ用 30ℓ・可燃ごみ用 45ℓ・不燃ごみ用 15ℓ・不燃ごみ用 20ℓ



(別図2) 可燃ごみ用 15ℓ・可燃ごみ用 20ℓ (U字型 取手付き)



- (1) ロゴマークの大きさは10cm以上(緑色)とすること。
- (2) 認定番号をロゴマークの下に明記すること。
- (3) ガゼット巾、取手部、取手間の内巾、加工巾は自由とする。
ただし、取手についてはレジ袋としての使用に耐えうる強度を保つものとし、申請時にサイズを図面に明記すること。
- (4) バーコードの表示は任意とし、表示する場合には外装袋のバーコード読み取り時に、誤って指定袋のバーコードを読み取ることがないように包装すること。

参考

	縦	横	(仕上巾)	ガゼット巾取手部	取手間の内巾	加工巾	単位
15ℓ (東日本30号に準ずる)	500	400	(260)	70	55	150	(mm)
20ℓ (東日本45号に準ずる)	550	450	(310)	70	55	200	(mm)

(別図3) 包装用外袋

